

沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則

令和6年9月18日規則第2号

改正 令和7年3月8日規則第1号

沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則をここに公布する。

沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和6年沖縄県北部医療組合条例第6号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本報酬額)

第2条 条例第3条第1項の規則が定める基準は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号。以下「初任給等規則」という。）第1条、第12条、第14条第1項、第14条の2及び第15条の規定による号級に応じた給料月額（以下「報酬基礎額」という。）を計算の基礎として、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定された額（その額に、5円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数を生じたときはこれを10円に切り上げるものとする。以下「基本報酬額」という。）とする。この場合において、初任給等規則第14条の2第1項中「別表第4に定める経験年数換算表」とあるのは「沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和6年沖縄県北部医療組合規則第2号）別表第1に定める「経験年数換算表」と、初任給等規則第15条中「第13条又は第14条」とあるのは「第14条」と読み替えるものとする。

- (1) 日額で定められている報酬 報酬基礎額を21で除して得た額
 - (2) 時間額で定められている報酬 報酬基礎額に12を乗じ、その額を38時間45分に52を乗じたものから7時間45分に18を乗じたものを減じたもので除して得た額
 - (3) 月額で定められている報酬 報酬基礎額に1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除したものを乗じて得た額
- 2 事務補助（常勤の職員の補助的又は定型的な業務を行う職をいう。）に任用される会計年度任用職員（沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）第5条第1項第1号の行政職給料表に掲げる給料月額を計算の基礎

とする職員に限る。) の報酬基礎額は、初任給等規則別表第2に定める行政職給料表初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の「初級」の区分に対応する初任給欄の号級に応じた給料月額を超えないものとする。

3 報酬基礎額を算定するための給料表の種類及び職務の級は、別表第2の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる給料表の種類及び同表の右欄に掲げる職務の級とし、第1項に掲げる報酬の別は、時間額とする。

(時間外勤務手当の額に相当する額)

第3条 条例第3条第3項の時間外勤務手当の額に相当する額は、管理者が定める勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた会計年度任用職員に対して、当該勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

2 時間外勤務手当の額に相当する額は、前項に規定するその勤務した時間1時間につき勤務1時間当たりの報酬額に管理者が定める勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合においては、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額(その額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。

(1) 管理者が定める勤務時間が割り振られた日(次条の規定により管理者が定める勤務時間中に勤務した会計年度任用職員に休日勤務手当の額に相当する額が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

3 前項の勤務1時間当たりの報酬額(次条において同じ。)は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 日額で基本報酬額(条例第3条第1項ただし書の規定により管理者が定める報酬の額を含む。以下同じ。)を支給する会計年度任用職員 基本報酬額に相当する額を管理者が定める勤務時間で除して得た額

(2) 時間額で基本報酬額を支給する会計年度任用職員 基本報酬額に相当する額

(3) 月額で基本報酬額を支給する会計年度任用職員 基本報酬額に相当する額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額

4 会計年度任用職員が、管理者が定める勤務時間が割り振られた日において、当該勤務

時間を超えて勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における当該勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第2項の規定の適用については、同項中「管理者が定める勤務時間を超えて勤務した次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(休日勤務手当の額に相当する額)

第4条 条例第3条第3項の休日勤務手当の額に相当する額は、休日等（沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和6年沖縄県北部医療組合条例第3号）第9条に規定する休日及び同条例第10条に規定する休日の代休日をいう。）において任命権者が定める勤務時間中に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員に対して、当該勤務時間中に勤務した全時間について支給する。

2 休日勤務手当の額に相当する額は、前項に規定するその勤務した時間1時間につき勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。

- (1) 前条第3項第1号及び第2号に掲げる会計年度任用職員 100分の35
- (2) 前条第3項第3号に掲げる会計年度任用職員 100分の135

(期末手当の支給に係る任用の期間)

第5条 条例第6条第1項前段の規則で定める任用の期間は、基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下この条、次条及び第8条において同じ。）に現に職員として任用されている日の属する年度において、当該職員と管理者を同じくする次に掲げる職員として在職した期間（同一の期間に2以上の重複する任用の期間がある場合にあっては、いずれか1の任用の期間）とする。

(1) 会計年度任用職員（次条第1項第1号に該当する職員を除く。）
(2) 給与条例の適用を受ける職員

2 基準日（6月1日に限る。）現在に現に職員として任用されている日の属する年度の前年度以前から引き続き当該職員と管理者を同じくする前項各号に掲げる職員として前年度に在職した期間（同一の期間に2以上の重複する任用の期間がある場合にあっては、いずれか1の任用の期間）は、前項の規則で定める任用の期間に含むものとする。

(期末手当を支給しない職員)

第6条 条例第6条第1項前段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満である職員
- (2) 無給休職者（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項第1号又は沖縄県職員の分限に関する条例（昭和47年沖縄県条例第4号）第2条の規定に該当して休職にされている職員のうち、報酬の支給を受けていない職員をいう。）
- (3) 刑事休職者（法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）
- (4) 停職者（法第29条第1項の規定により停職にされている職員をいう。）
- (5) 専従休職者（法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けている職員をいう。）
- (6) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号。以下「育児休業条例」という。）第7条第1項に規定する職員以外の職員
- (7) 語学指導等を行う外国青年招致事業により招致された職員
- (8) 基準日前1箇月以内に退職した条例又は給与条例の適用を受ける職員のうち、条例又は給与条例の規定により期末手当の支給を受ける職員（その退職した日の最初の基準日において管理者を同じくするものに限る。）

2 前項第1号の1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満である職員は、任用の期間中における管理者が定める勤務時間数の合計数を任用の期間における週の数で除して得た時間数が15時間30分未満となる職員とする。この場合において、基準日現在で管理者及び職務内容が同一の会計年度任用職員としての任用の期間が2以上ある場合は、これらの任用の期間を1の任用の期間とみなすことができる。

第7条 条例第6条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) その退職し、又は死亡した日において前条第1項各号のいずれかに該当する職員であった職員
- (2) その退職の後基準日までの間において、管理者に会計年度任用職員として任用された職員（期末手当を支給される職員に限る。）
- (3) 基準日前1箇月以内に退職した職員であって、当該職員として在職した期間及び第

5条に規定する任用の期間を合算した期間が6箇月未満となる職員
(期末手当に係る在職期間)

第8条 条例第6条第2項に規定する在職期間は、会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 第6条第1項第4号及び第5号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

(3) 休職にされていた期間については、その2分の1の期間

3 公務傷病等による休職者（公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して、休職にされた会計年度任用職員をいう。以下同じ。）であった期間については、前項の規定にかかわらず、除算は行わない。

4 基準日前6箇月以内の期間において、第5条に規定する職員として在職した期間は、第1項の在職期間に算入する。

(期末手当基礎額)

第9条 条例第6条第3項の規則で定める額は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定された額（その額に、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

(1) 日額で基本報酬額（条例第3条第1項ただし書の規定により管理者が別に定める報

酬の額を含む。以下同じ。) を支給する会計年度任用職員 基準日現在における基本報酬額 (第5条第2項後段の規定の適用を受ける会計年度任用職員にあっては、基準日に最も近い日現在の任用の日において当該職員が受けるべき額。以下この条において「基本報酬額等」という。) に管理者が定める1箇月当たりの勤務日数を乗じて得た額

(2) 時間額で基本報酬額を支給する会計年度任用職員 基準日現在における基本報酬額等に38時間45分に52を乗じたものから7時間45分に18を乗じたものを減じたものを12で除したものを受け、その額に管理者が定める1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除したものを受けた額

(3) 月額で基本報酬額を支給する会計年度任用職員 基準日現在における基本報酬額等

2 条例第3条第1項ただし書の規定により報酬の額を定める会計年度任用職員のうち、管理者が必要であると認めるものの期末手当基礎額は、前項の規定にかかわらず、管理者が別に定めるものとする。

(一時差止処分に係る在職期間)

第10条 条例第7条及び第8条 (これらの規定を条例第9条第4項において準用する場合を含む。) に規定する在職期間は、会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 会計年度任用職員又は給与条例の適用を受ける職員が引き続き任命権者を同じくする会計年度任用職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

第11条 管理者は、一時差止処分を行う場合には、当該一時差止処分を受けるべき者に文書で通知しなければならない。

2 前項の文書には、一時差止処分について、管理者に対して審査請求ができる旨及び審査請求期間を記載しなければならない。

3 第1項の通知は、一時差止処分を受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、その内容を公報に掲載することをもってこれに代えることができるものとし、掲載された日から2週間を経過した時に通知が到達したものとみなす。

(一時差止処分の取消しの申立ての手続等)

第12条 条例第8条第2項 (条例第9条第4項において準用する場合を含む。) の規定による一時差止処分の取消しの申立ては、その理由を明示した書面で、管理者に対して行わなければならない。

(一時差止処分の取消しの通知)

第13条 管理者は、一時差止処分を取り消した場合は、当該一時差止処分を受けた者に対し、速やかに、理由を付してその旨を書面で通知しなければならない。当該申立てに対し理由がないと認める場合も、同様とする。

(その他の事項)

第14条 第10条から前条までに定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(勤勉手当の支給に係る任用の期間)

第15条 条例第9条第1項前段の規則で定める任用の期間については、第8条の規定を準用する。

(勤勉手当を支給しない職員)

第16条 条例第9条第1項前段の規則で定める職員については、次に掲げる職員とする。

- (1) 1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満である職員
- (2) 休職者。ただし、公務傷病等による休職者を除く。
- (3) 第6条第1項第4号、第5号又は第7号に該当する者
- (4) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第7条第2項に規定する職員以外の職員
- (5) 基準日前1箇月以内に退職した条例又は給与条例の適用を受ける職員のうち、条例又は給与条例の規定により勤勉手当の支給を受ける職員（その退職した日の最初の基準日において管理者を同じくするものに限る。）

2 前項第1号の1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満である職員については、第9条第2項の規定を準用する。

第17条 条例第9条第1項後段の規則で定める職員については、第7条の規定を準用する。この場合において、同条第2号中「期末手当」とあるのは、「勤勉手当」と読み替えるものとする。

(勤勉手当の支給割合)

第18条 条例第9条第2項に規定する勤勉手当の支給割合は、次条に規定する会計年度任用職員の勤務期間による割合（同条において「期間率」という。）に第22条に規定する会計年度任用職員の勤務成績による割合（同条において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

(勤勉手当の期間率)

第19条 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における会計年度任用職員の勤務期間の区分に応じて、別表第2に定める割合とする。

(勤勉手当に係る勤務期間)

第20条 前条に規定する勤務期間は、会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。ただし、この場合において1日未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。

- (1) 第6条第1項第4号又は第5号に掲げる職員として在職した期間
- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（第8条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間（公務傷病等による休職者であった期間を除く。）
- (4) 条例第5条の規定により報酬を減額された期間（沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則（令和6年沖縄県北部医療組合規則第1号。以下「勤務時間規則」という。）第6条第1項第4号の規定に基づく介護休暇の期間及び同項第5号の規定に基づく介護時間の時間を除く。）
- (5) 勤務時間規則第6条第1項第4号の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (6) 勤務時間規則第6条第1項第5号の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (7) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (8) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

(勤勉手当基礎額)

第21条 条例第9条第3項の規則で定める額については、第9条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは、「勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

(勤勉手当の成績率)

第22条 成績率は、100分の205の範囲内で、管理者が定めるものとする。

(期末手当及び勤勉手当の支給日)

第23条 条例第6条第1項前段及び第9条第1項前段の規則で定める日は、次の各号に掲げる基準日に応じ、それぞれ当該各号に定める日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において最も近い日曜日又は土曜日でない日）とする。

- (1) 6月1日 6月30日
- (2) 12月1日 12月10日

(期末手当基礎額又は勤勉手当基礎額に係る端数計算)

第24条 条例第6条第2項の期末手当基礎額又は条例第9条第2項前段の勤勉手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(普通交通機関等に係る通勤費用相当額の算出の基準)

第125条 普通交通機関等に係る通勤費用相当額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 前項の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、管理者が定める勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

(交通の用具)

第26条 条例第10条第2項の規則で定めるものは、自転車、舟艇、自動車その他の交通用具とする。ただし、地方公共団体又は国の所有に属するものを除く。

(自動車等使用の場合の通勤費相当額)

第27条 条例第10条第2項第2号の規則で定める額は、別表第3の自動車等の使用距離の片道欄に掲げる距離に応じ、同表の額欄に掲げる額とする。

(通勤費用相当額に係る端数処理)

第28条 条例第10条第2項各号及び同条第3項の規定により通勤費用相当額を算定する場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(通勤費用相当額に係る届出)

第29条 会計年度任用職員は、新たに任用された場合及び住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する費用に変更があった場合は、通勤届（別記様式）により、その通期の実情を速やかに管理者に届け出なければならない。

2 前項の規定により新たに任用された場合の届出が、任用された日から15日を経過した

後にされたときは、その届出を受理した日から通勤費相当額を支給する。

- 3 通勤費用相当額は、これを受けている会計年度任用職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日から改定する。ただし、通勤費用相当額を増額して改定する場合は、第1項の規定による住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する費用に変更があった場合の届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日から改定する。
- 4 管理者は、現に通勤費用相当額の支給を受けている会計年度任用職員について、その職員が条例第10条第1項の会計年度任用職員としての要件を具備するかどうか及び通勤費用相当額が適正であるかどうかを当該会計年度任用職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、隨時、確認するものとする。

(この規則に定める事項以外の取扱い)

第30条 この規則に定めるものを除くほか、会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する事務の取扱いについては、沖縄県の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月8日規則第1号抄）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

経験年数換算表

経歴	換算率
条例の適用を受ける職員としての在職期間（他の地方公共団体の会計年度任用職員としての在職期間を除く。）	100分の100以下
国家公務員、地方公務員（条例の適用を受ける職員としての在職期間を除く。）又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	100分の80以下
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	100分の80以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）	100分の100以下

| その他の期間

| 100分の25以下

別表第2 (第2条関係)

職	給料表の種類	職務の級
事務補助	行政職給料表	1級

別表第3 (第19条関係)

勤務時間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上 6箇月未満	100分の95
5箇月以上 5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上 5箇月未満	100分の80
4箇月以上 4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上 4箇月未満	100分の60
3箇月以上 3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上 3箇月未満	100分の40
2箇月以上 2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上 2箇月未満	100分の20
1箇月以上 1箇月15日未満	100分の15
15日以上 1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の 5
0	0

別表第4 (第27条関係)

自動車等の使用距離の片道	額
5キロメートル未満	100円
5キロメートル以上10キロメートル未満	260円
10キロメートル以上15キロメートル未満	410円
15キロメートル以上20キロメートル未満	560円
20キロメートル以上25キロメートル未満	710円

25キロメートル以上30キロメートル未満	850円
30キロメートル以上35キロメートル未満	1,000円
35キロメートル以上40キロメートル未満	1,130円
40キロメートル以上45キロメートル未満	1,250円
45キロメートル以上50キロメートル未満	1,340円
50キロメートル以上55キロメートル未満	1,450円
55キロメートル以上60キロメートル未満	1,550円
60キロメートル以上65キロメートル未満	1,640円
65キロメートル以上70キロメートル未満	1,740円
70キロメートル以上	1,900円

別記様式（第29条関係）

通

勤

届

年 月 日提出

沖縄県北部医療組合管理者 殿		課 室 名					
氏名: 印 住 所:		所 在 地					
		平均1箇月当たりの通勤回数					
沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則第29条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。							
<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> 通勤経路又は方法の変更 <input type="checkbox"/> 運賃負担額の変更 <input type="checkbox"/> その他 ())						<input type="checkbox"/> 直前の届出の区間と同一の区間がある。 (該当する区間に係る順路欄の□に△印を付する。)	
						(届出の理由が生じた日)	年 月 日
順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の額	備考
1 □	住居 から (経由)	まで	km	分		円	
2 □	から (経由)	まで	km	分		円	
3 □	から (経由)	まで	km	分		円	
4 □	から (経由)	まで	km	分		円	
他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等						総通勤距離	km
						総所要時間	分
記入上の注意及び添付書類 1 「平均1箇月当たりの通勤回数」欄には、常勤の職員と同様の勤務形態の場合は21回とする。 2 「通勤方法の別」の欄には通勤の順路に従い徒歩、自動車、バス等の別を記入する。 3 「乗車券等の種類」欄には、定期券（1箇月）等の別を記入する。 4 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券の価額等乗車券に応ずる額を記入する。 5 「備考」欄には、定期券を持たない理由等を記入する。 6 往路と復路とが異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。 7 通勤経路の略図（経路朱線）はこの様式の裏面に記入する。 8 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略できる。 9 届出を行う場合は、通勤届に次に掲げる書類を添付すること。 (1) 住民票その他居住を証明する書類。 (2) 運賃の負担を証明する領収書等 (自動車等を使用することを常例とするものを除く。)							
				手当日額	通勤方法	開始年月日	
					徒歩 自転車 バス 自動車 モノレール 他 ()	年 月 日	
				円			